

代金取立規定

1. (取扱証券類)

手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。ただし、令和8年9月30日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。

2. (要件の補充等)

- (1) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (2) 証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (3) 手形、小切手の取立にあたっては、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

3. (手数料等)

- (1) 代金取立の受託にあたっては、店頭掲示の代金取立手数料をいただきます。なお、証券類の組戻し、不渡返却があった場合または店頭呈示を要した場合には、その手数料を別途にいただきます。
- (2) 特別な依頼により要した費用は、別途にいただきます。

4. (発送)

証券類の取立を当金庫の他の本支店または他の金融機関に委託して行う場合には、当金庫が適当と認める時期、方法により発送します。

5. (引受けのない手形等の取扱い)

- (1) 引受けのない為替手形については、支払人に取立受託の旨の通知を発信するにとどめ、引受けおよび支払のための呈示をする義務を負いません。
- (2) 手形交換による呈示ができない証券類についても同様とします。

6. (取立代金の入金)

- (1) 手形のうち支払期日までに当金庫所定の余裕日数があり、かつ、支払期日に手形交換等によって取立のできるもので、当金庫が「期日入金手形」として取扱ったものについては、その手形金額を支払期日に預金元帳へ入金記帳します。この場合、当該金額は、支払期日の翌営業日の金融機関相互間における不渡通知時限経過後に本店でその決済を確認したうえでなければ支払資金といたしません。

- (2) 「期日入金手形」以外の証券類については、金融機関相互間における入金報告によりその決済を確認のうえ預金元帳へ入金記帳し、支払資金とします。

7. (証券類の不渡り)

- (1) 証券類が不渡りとなったときは、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、「期日入金手形」についてはその金額を預金元帳から引落します。
- (2) 不渡りとなった証券類は当金庫取扱店舗で返却しますので、受取の際は当金庫所定の受取書に預金取引の届出印を押印して提出してください。
- (3) 第2項の証券類については、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、権利保全の手続をします。

8. (証券類の組戻し)

- (1) 証券類の組戻しを依頼する場合には、支払期日の前日までに当金庫所定の組戻依頼書に預金取引の届出印を押印して提出してください。
- (2) 組戻しをした証券類は当店で返却しますから、当金庫所定の受取書に預金取引の届出印を押印して提出してください。

9. (証券類の喪失、通信の遅延等)

証券類が事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事由によって紛失、滅失、損傷または延着したために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。やむをえない事由により通信機器、回線の障害等によって通信が遅延したために生じた損害についても同様とします。

10. (譲渡、質入れの禁止)

代金取立の委託にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

11. (反社会的勢力の排除)

- (1) 貴殿は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- ア. 暴力団
 - イ. 暴力団員
 - ウ. 暴力団準構成員
 - エ. 暴力団関係企業
 - オ. 総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団
 - カ. その他アからオに準ずる者
- (2) 貴殿は当金庫に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行

わないことを確約するものとします。

ア. 暴力的な要求行為

イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

オ. その他アからエに準ずる行為

- (3) 当金庫が貴殿より証券類の取立を受け付けた場合、貴殿が第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定について虚偽の申告をしたことが判明し、貴殿との取引を継続することができるものとします。この場合、解除によって生じた損害について当金庫は責任を負いません。

12. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況変化、その他適切な事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 第1項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示および当金庫ホームページへの掲載またはその他適切な方法で公表することにより、周知します。
- (3) 第1項および第2項による変更は、公表の際に定める適切な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

(令和8年7月1日現在)